

# 令和4年八郎潟町議会第4回臨時会 会議録

令和4年10月20日（木）

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は9名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第4回臨時会は成立いたしました。  
なお、2番 小柳聡君、3番 伊藤敦郎君、4番 北嶋賢子君、それから千田産業課長から欠席の届けがありました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。10番 村井剛君、11番 柳田裕平君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営副委員長 畠山一充君の報告を求めます。

議会運営副委員長 畠山一充 おはようございます。私から、第4回臨時会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午前9時30分から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。  
今回の臨時会は、一般会計補正予算1議案、財産の取得についてが1議案、八郎潟保全会との訴訟における和解についてが1議案の計3議案であります。  
従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 本臨時会の会期は、議会運営副委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
それでは、日程第3、議案第38号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 おはようございます。本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
議案第38号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について  
予算書の1ページをご覧ください。  
歳入歳出にそれぞれ5,880万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,240万8千円としております。  
今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付、住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係るものでございます。  
それでは歳入の主なものをご説明いたします。  
8・9ページ、国庫支出金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,160万2千円を追加しております。  
民生費国庫補助金の総額4,819万円の追加は、住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係るものでございます。  
前年度繰越金につきましては、1,975万4千円を減額しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。  
10・11ページ、民生費社会福祉総務費には、総額4,609万2千円を追加しております。これは価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象に国補助金5万円と県補助金1万5千円を合わせて給付するものでございます。  
これに関連して、9月定例会にて予算計上した住民税非課税世帯等を対象に1万5千円を給付する県補助事業のエネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業助成金1,612万円については、全額を減額しております。  
農林水産業費経営所得安定対策事業費には、総額1,306万6千円を追加しております。これは、燃料・電力・肥料等の価格高騰により、経営が圧迫されている農家等を対象に、10アール当たり2,000円を交付するものでございます。

12・13ページ、土木費除雪対策費には、委託を予定していた除雪業者の減少により除雪車の借上料176万3千円を始め、総額で213万7千円を追加しております。これに関連して、社会資本整備総合交付金事業の町道除雪委託料については、409万1千円を減額しております。その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付に伴う財源更正を補正予算書に記載のとおりに行っております。以上が令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第38号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案第38号に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第3、議案第38号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第38号は、原案どおり可決されました。次に、日程第4、議案第39号 財産の取得について（インターネット系タブレットPC購入業務）を上程いたします。提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫  
議案第39号 財産の取得について（インターネット系タブレットPC購入業務）  
地方自治法第96条第1項第8号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、インターネット系タブレットPC購入業務に伴う財産の取得について、議会の議決を求めるものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第39号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極です。このタブレットPCなんですけども、今既存であるパソコンと交換するものか、それとも併用するために追加で納入するのをお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えいたします。今回購入するパソコンにつきましては、現在職員が使用しているパソコン、インターネット系とそれ以外のパソコン2台併用して使っております。今回購入するパソコンについては、インターネット系のタブレット系のPCでございます。これにつきましては昨年度の予算でも計上して、半導体不足の関係で3月で減額、今年の当初でまた予算を措置しておりました。これにつきましては、先般、入札行いまして職員70台分のインターネット系のパソコンを買い変える予定でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 と言うことはオフィスソフト入ってないので、文書作成業務はこのタブレットPCでは行わないということでしょうか。

総務課長 村井健一 今回購入するタブレットにつきましては、マイクロソフトのパソコンを購入する予定です。サーフェスと言う、それにつきましては確か私の記憶違いでなければ、オフィス系入ってたかと思っております。いずれにしても仕事系のパソコンは机上で使うものでございまして、これにつきましてはノートパソコンで、今後来るであろうそのペーパーレス化に向けた業務でも使用し

て行きたいというところがございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 一応質問終わるんですけども、僕らいただいた仕様書にオフィスソフトのところこれなしと書いてるので、一応ご確認いただければ多分オフィスとかであれば企業用で定額でダウンロードとかも入れれると思うので、その辺も考えてもしかして選定されたかなと思ってますけども、一応ご確認していただけたらと思います。質問終わります。

議長 伊藤秋雄 他に質問ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案第39号に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第4、議案第39号 財産の取得について（インターネット系タブレットPC購入業務）を、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第39号は原案どおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第40号 八郎潟保全会との訴訟における和解について、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫  
議案第40号 八郎潟保全会との訴訟における和解について  
八郎潟保全会との訴訟事件について、秋田地方裁判所より和解勧告書が提出され、和解条項案のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出するものでございます。  
町としてこれまで二十数回に亘って当該事件に関する口頭弁論等に出席して、町の意見を主張して参りました。  
今回、和解に向けて議案を提出したことについて、一つには保全会の代表者及び役員が一新され話し合いで解決できる状況となったこと、また保全会が裁判所の和解勧告の条項案を認める内容の上申書を提出したこと、さらには裁判を続けることにより、新しい執行部となった保全会との対立が長期化することで、保全会本来の活動に支障をきたすことを避けるため等の理由から、町としても裁判所が示した条項案のとおり和解すべきと判断したものでございます。  
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案第40号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、7番 村井昇君。

7番 村井 昇 この前も聞いた訳ですが、和解案として約780万程町から支払われる訳ですが、その内303万円町の立替金として出てる金額を回収するということでしたが、それには残り477万円が振り込まれるということでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 千田清 はい、その通りでございます。

7番 村井 昇 その477万円ですが八郎潟保全会での業者への未払金、また人件費の未払金それから個人からの借入金、弁護士の顧問料等こちらの町の方に書類が上がっていると思いますが、その明細が分かったら出来たら教えてもらいたいです。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 千田清 明細等については全部こちらでは把握しておりません。従って町としてはそこまで考えておりません。なお、この差し引いた金額については、弁護士さんの話であればこちら

の代理弁護士さんの口座に払われるということになっておるようです。

ただその使い道については、その弁護士さんが借入金とかそういうのを把握してると  
思います。以上です。

7番 村井 昇 するとまず477万円払われた場合に、余るも不足するも町の方では分からないとい  
うことでよろしいでしょうか。

副町長 千田清 はい、その通りでございます。

7番 村井 昇 はい分かりました。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 今回、令和2年度の交付金を支払わなかったことについて、町としてはまず裁量権の  
範囲であったという認識であったと思います。  
しかしそれが裁判所の心証としては、それは出来ないものだったということで、今後  
似たような国からの交付金、県もお金を出して町もお金を出すものって沢山あると思  
うんですけども、今回のようなケースが起きないためにも、町としては今後、今回の事件か  
ら何か教訓だったりとか、今後に活かすようなもの何かありましたら教えてください。

議長 伊藤秋雄 副町長。

副町長 千田清 交付金についてはその都度、実績報告とか出てきております。その段階で審査して適  
切であるか適切でないか審査した上で、適切でないとすれば返還請求するということ  
になっておりますので、それは適宜やっておると自覚しております。以上です。

6番 京極幸村 と言うことはまず予算の段階で出して、決算の方でしっかりと見て行って、おかしい  
ものはそこから返還請求するということでよろしかったですね。  
予算で出さないということじゃなくて、決算のところでやっていくという認識でよ  
ろしかったですか。

副町長 千田清 裁判所の方の見解ではまずその通り返還せよということですがけれども、町としては不  
適正な支出があるということで、このまま2年度も交付すればまた同じような状況が起  
こるのでということ、対応して参りました。  
しかし、裁判所の方では2年度は2年度で返還請求してくださいという対応でしたの  
で。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。あつ、はい、9番 金一義君。

9番 金 一義 この問題について町当局、特に町長さんは責任を感じておりませんか。どういう責任  
を取るつもりですか。結局、補助金を返還して要するに町の税金を使う訳ですよ。  
そのためにはやっぱりペナルティ、私の質問に対してあくまで反訴するというような  
そういうことは皆さん聞いておると思いますけども、あくまでも反訴して行きますよ  
ということを何年か前にも質問に対しては答えて答弁しております。

それに対して今回こういう形になった訳ですけども、これってほとんど町の方で経費  
負担も入ってる訳でしょう。

そうすると少なくともやっぱり何かの感覚で、自分に対する責任を持たないと、要す  
るにこういう形でこうなったからという形では、ちょっとこの問題は解決出来ないと思  
いますよ。

ほとんど町長の言葉は聞いてないですけども、結局どういう考えでいるのかこの議会  
に対して説明して、こういう責任を取りますと、そういう形でやって行かないと、結局  
この問題というのは、その人は嫌いだ、好きだという感覚でこうなって来たと思いま  
すよ、2年度の問題はですね。

だからそういう時は第三者を立てながら、最終的にはこういう支払いが、京極君の質  
問にもあったけども、支払いがあった場合は第三者の力を借りながら解決する方法もあ  
った訳です。

それをもうほとんど国の方に補助金を返還して、この2年間の空白期間を持った訳で

すけども、今ここへ来て支払うということで、まあ和解したということですけども、その感覚に対して町長はほとんど一言も言葉を述べないで、今終わろうとしています。だから、やっぱり責任感というのはあると思いますので、その一貫を説明してください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 私自身は職員の対応は間違っていないと思います。相手側から訴訟されたことによってこういう風になりました。  
議会の議決を経ながら、2年度の保全会に行くお金は返しましたけども、それは保全会に対し改善説明何度も元年度の分に対しては、説明を求めました。  
それについては一度も回答はございませんでした。国からの不適正な支出がある状態では、交付金の支払いを適当と認める訳には行かないのが、役場でございます。  
国からの交付金を預かる町としては、当然のことだと私は思っております。まあ反訴ではなくて、上訴して行くということは議会の皆さんにもお話ししました。  
私も保全会の皆さんが新しいメンバーに変わらなければ、こういう和解案も出なかったし、あくまでも対決して行く姿勢でございました。  
ただ新しい組織になって、やはり今保全会というのは、土地改良区と一緒に円満にやってくるのが、町のために良いことでありますし、もしあの時、2年度の交付金をやると、そのまま適正な保全活動は行なわれなかったものと私は思っております。  
以上でございます。

9番 金 一義 これはやっぱり職員の問題ではなくて、町長の問題だと思いますよ最終的には、職員云々とお話しされましたけども、結局最終的に決断するのは町長の決断で動いたと思う訳ですよ。  
なもんで、結局さっきも話したように、この2年度の場合第三者を入れてね、過ぎた話ですけども第三者を入れて、そこでさっき作業代云々とか経費そのものを交付金を返済しないで、やっぱりそういう形で締めくくらないと、2年間も結局作業代未納でもらっていない人方いる訳ですよ、一生懸命保全会の中で仕事した方々ですね。  
そういう人方のことも鑑みしないでね、結局さっき話した新しい役員になったからここで和解したんだと、そうすると和解ということは、町が全部お金持つという事でしょうまず極端なことを言うからね。  
それに対してやっぱり町長の何かかんかの気持ちが我々に伝わらないで、ただ聞く職員が正しかったとか、でなくて自分の感覚でやっぱり町そのものが動いている訳ですよ。それは報告はするでしょうし、それに対していろいろなことは打合せなんかは、トップである町長がやっておると思う訳で、そこら辺の考えをやっぱり我々にただこの支払いのために町の金を使うんだと、そういう考え方でなくてやっぱり補助金そのものを有効に活用するためには、もっと別の方法があったんじゃないかと、その反省があるかないかということも併せて、もう一度お知らせください。

町長 畠山菊夫 八郎瀧保全会がしっかりやっていただければよかったですけれども、先程も言いましたとおり、何遍こうしてください、ああしてください、提出してくださいと言っても話には応じてくれませんでした。  
組織全体でその辺はわかりませんが、八郎瀧保全会組織全体で動いているので話すれば私方も分かるんですけども、一部の皆さんで動いているような状態というのは議員さんも分かっていることと思います。  
それについて私方何度も言いました。第三者を立てるという意味はどういうことか分かりませんが、第三者を立てて解決するものであれば第三者を立てて、後からの話になりますけども、そういう指摘を当時していただければ、私方も動いてあったかもしれせん。  
おそらく第三者を立てても、そういう風な耳を傾ける気持ちはなかったと思っております。職員の対応も私は何遍も言いますが、正しかったと思っておりますし、そしてまたいろんな過程の中で、やはり一日市は一日市でやりたい、真坂は真坂でやりたいという皆さんの動きもあったので、こういう風になったと思っております。  
その意見はやはり町としても尊重しなければいけないと思っております。以上です。

9番 金 一義 そちら辺後のことは書いたとおり分かりますけども、令和2年度のその時の作業経費のことですよ、だから結局、今までその方々に会長は別ですよ、その方々にほとんど払ってない訳でしょうまず。  
だからそういう感覚が町の方でどういう感覚でいるかっていうことなんです。要す

るに保全会というのは、我々地権者に農地の保全をするために一生懸命にやっている訳ですよ。だから金額そのものを町の公金を使う簡単な感覚でねなってるんですけども、その反省というのはあるのかなのかということなんですよ。

今新しい役員になったから和解に持って行ったんだと、そうすると今までの争った考え方が何処に飛んでいったのかということ、さっき話していることがそうだと思うんですけども、それに対して今までやっぱり不条理をかけた作業した方々に対しての、町の考え方が伝わっているのかどうか、だからそういう形で町長の責任はどうやって取るのかを、そういう考えがあるのかなのかということですよ、そこら辺もう一度。

と言うのはね、この考えはね私の方に何人からかは電話が入っています。だから要するに町の税金を使うのは異常じゃないかと、というような考え方で話しされてますその方々は。

町長 畠山菊夫 いつも連絡入って来る人、誰だか分かりませんが適宜私は議会の皆さんにもご報告しながら、一般質問でもお答えしながらやってきたつもりでございます。

もし指摘事項があればその時点で言うだけならば、ああする、こうするということは町も出来たと思いますけども、その辺はちょっと私責任の取り方というのは自分の責任の取り方というのは何処にあるのかって言われれば、ちょっと私自身が分かりません。

9番 金 一義 この感覚で物を何度話しをしても水掛け論になるんですけども、やっぱり町長は職員の管理者でありますし、最終的にハンコ押すのは町長な訳ですよ、だからそこら辺の感覚をどういう形で今までなってきたのか、要するにさっきも言ったように2年度の作業代の300何某かの金額を、今新たに町の税金で払うというような形ですけども、それに対する反省的なことがあるのかなのかということなんですよ。

要するに公金を返したことから、何処から持ってくるかということでしょうまず極端なこと言うと。だからそういうことに関して町長の反省点があるのかなのか、そこら辺もう一度お願いします。

町長 畠山菊夫 保全会の運営は保全会自体がしっかりやるものだと思っております。町が作業してください、この作業してください、これに使ってくださいと言うものでもないし、八郎潟保全会が仕事を発注してやったことに対して、八郎潟保全会がそれを賄うのが普通だと思っております。

議長 伊藤秋雄 ちょっと金さん、4回目の質問同じような質問ですので、別の題を変えて質問してください。

9番 金 一義 要するに町長の責任の取り方というのは、どうのこうのというような感覚でおるようですけども、結局、最終的なことを町の指導も必要だと思いますよ、いろんな保全会であろうと何であろうと、結局、公金の使い方を指導するのが町であって、ただどんとお金を与えてね作業してじゃなくて、そこら辺の感覚も今後きちっと指導してもらってやって行かないと、こういう問題が出てきた場合、町民方がやっぱりいろんな面で苦勞すると思います。

議長 伊藤秋雄 はい、これで答えてください。

町長 畠山菊夫 公金の使い方を保全会に町が言うんですか、指導するんですか。

9番 金 一義 要するに・・・

議長 伊藤秋雄 ちょっと後同じような質問ですので、これで打ち切りたいと思います。

9番 金 一義 先程話したように夜叉袋保全会の方には使い方が云々ということを指摘されておった訳ですね。

町長 畠山菊夫 適切な使い方ですね。

9番 金 一義 だからそういうのをやっぱり法に照らして合ってなかったとすれば、町でやっぱり指導したと思うんですけども、それで町の指導を聞かなかつたんだと、と言うことでしょうか。

だからその時に最終的にはやっぱり第三者の、例えば弁護士さん立てたりして支払い

だけをスムーズにした方が良かったんじゃないかと、そのことなんですよ。  
あくまでも喧嘩、喧嘩でなくてね。

町長 畠山菊夫 ですからそのことについては、議会の皆さんにもずっと報告して来ましたし、そういう風な意見があったらその時おっしゃっていただければ、町としてもどういう風な第三者を入れたやり方があるのかということに対応してあったと思いますけども、聞く耳を持たなかったというのが残念でなりません。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 いろんな議員方が質問しておりましたけども、さっき副村長の方から令和3年度の交付金・・・んっ？

議長 伊藤秋雄 副町長です。

1番 加藤千代美 副町長の言葉の中に、令和3年度の補助金は出されたと、令和2年度の分についても支払うべきものであるということが、前回の資料の中の5ページの第7のところに裁判所の心証として、この言葉の中に出てきてますね。

いわゆる予算の段階で交付金を支払いしないのではなくて、予算を執行したとき不適切なものがあるならば、後にそれを返還させることが出来る、返還させるべきだとそういう項目が載っておりますよね。

令和2年度の補助金については、交付されるべきものであったのではないかと、私の疑問です。これを広域の段階で不正があったから、令和2年度の八郎潟保全会には交付しないということは間違いであると、何故かと言うと、私は再三再四八郎潟広域保全会と八郎潟保全会というのは、会長が同じなんだけど組織は違いますよということを明示しております。

ですから今副町長が言った言葉というのは、正に裁判官が言ったそのことを無視してるんじゃないかなということが第一点です。

もう一つはこの交付金については議会において、国・県に返還したと答弁しております。交付金を返還してるので令和2年度の交付金、八郎潟保全会に出す金というのは国・県の交付金でなくて、町の一般財源から交付されるということなのか、その二点についてお答え願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 千田清 最初の質問については、資料の4ページのところに第6の双方の主張というのがございます。町の主張①のところを読んでいただければ、町はこれについて反論しているということであって、最初から2年度の交付金を支払わなければならないということではございませんので。

ここがやっぱり裁判で今争っているところなんです。だから加藤さんが言うのはもう払うべきだという論点で言ってるけど、私達はそれについて反論していると、これが今裁判しているということでございます。

議長 伊藤秋雄 もう一点ある。

1番 加藤千代美 交付金、国に返してるから、今度払うとすれば何の財源で払うかということ。

副町長 千田清 これはやはり一般財源となると思います。以上です。

1番 加藤千代美 第一点、その点については争っていると、それが解決されないと、にも関わらず和解案が出されたので応じると、だけれども令和2年度の交付金については、一般財源で払うということについては、私は町民の方々から言わせれば、何でせつかく交付金が出るのに返還してまで町の財源を支払わなければいけないか、という問題が大きく残って私達にもそういう声が聞こえて来ます。先日もその話がありました。

私は一般財源から支払うべきものじゃなくて、その時決定したやっぱり行政当局、それから議員の方も同意した方がいると思うんですけども、その人方で分担金を支払うとか何かの方法を取らなければ、当然、町民の納得は得られないと思います。

それから最後に追加してもう一つ言いますけども、700何十万かの交付金出されてそれから償還すべき金が303万払ったものを、差し引いて交付するということですがこれは法律的に可能なことですか、裁判官が言ったからそれが通るといふものなんです

か。会計監査を受けた経験から言えば、交付する金から町当局に支払うべきものを差し引いて交付するというのは、私は当然会計監査で引っ掛かると言うんですよ。  
その辺はどういう具合に意識してますか。

議長 伊藤秋雄 副町長。

副町長 千田清 そういう矛盾点はあるかと思えますけれども、あくまでもこれは甲・乙・丙の三つの問題について、裁判官が和解した方がよろしいのではと言うことで述べられたものでございます。  
それに町はまず和解案を呑むということになろうかと思えます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて、議案第40号に対する質疑を終わります。討論を行います。はい、畠山一充君。

8番 畠山一充 畠山です。賛成討論です。

議長 伊藤秋雄 賛成ですか。それでは最初に反対討論ありませんか。  
(反対討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 反対討論ないようですので、賛成討論を畠山議員からお願いします。こっちの方に来て話してください。

8番 畠山一充 8番 畠山です。賛成討論ですけれども、一般財源、いわゆる町税負担の軽減を配慮するにあたって、双方による円満な解決策として和解勧告案に応じる対応が、最良であると思えます。  
なお、夜叉袋地区の構成員からは、今夏の草刈り及び碎石の運搬・敷設作業についてこれが本来の姿だ、コミュニケーションが取れて良い、今回でどうか終止符を打ちたいと言う声がございます。これが賛成討論の理由でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他に討論ありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 私も議案第40号に対する賛成討論をさせていただきます。  
私がこの和解案を評価する点は、保全会が303万4,410円を町に返還する義務があると裁判所が認めたことであります。  
次に、評価しない点というのものもあるんですけど、これは町が保全会に対して780万9,900円を交付して303万4,410円を戻してもらって、これ差し引きしてやるんですけども、先の議会全員協議会で席上弁護士さんは、「回収するにはこの方法がよい」と言っていましたが、今回出したお金の一部を返してもらってこれが債権の回収とは私はちょっと腑に落ちない部分もあるんですけども、しかしながら何故この議案に賛成するかと言えば、仮に最高裁まで行ったとしても、この和解案と同じような判決が推測されるからです。予想されるからです。  
多大な時間と労力と費用をかけても、和解案と同じような判決が確定すれば、裁判を行った意味がないと思えます。  
そうであれば和解案を受け入れて、早期に解決したほうが良いと思えます。  
しかも聞くところによれば賃金未払いで、ただ働きした方もいるそうです。その救済策になります。  
そういうことで、以上が私が本議案に賛成する理由です。以上で終わります。どうも。

議長 伊藤秋雄 他に討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第5、議案第40号 八郎潟保全会との訴訟における和解について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 伊藤秋雄 賛成多数です。よって議案第40号 八郎潟保全会との訴訟における和解については

原案どおり可決されました。  
今期臨時会に付託された事件は全て終了いたしました。  
これをもって、八郎潟町議会第4回臨時会を閉会いたします。  
どうもご苦労様でした。

( 閉会 午前10時50分 )

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員

